

平成24年1月 日付け公告第 号
『登記事務業務』に係る一般競争入札

入札説明書

福島県県北建設事務所

目 次

番 号	内 容	ページ
1	入札説明書（本文）	1～6
2	別記1、別記2（福島県財務規則抜粋）	7～9
3	様式1 登記事務業務一般競争入札参加資格確認 申請書	10
	様式2 登記事務業務一般競争入札参加資格確認 通知書	11
	様式3-1 入札書	12
	様式3-2 見積書	13
	様式4 委任状	14
	様式5 登記事務業務一般競争入札出席届	15
	様式6 登記事務業務一般競争入札仕様書等に 関する質問書	16
	様式7 登記事務業務一般競争入札仕様書等に 関する回答書	17
	様式8 入札保証金納付免除申請書	18
4	登記事務業務契約書（案）	

入札説明書

この入札説明書は、「登記事務業務」について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県県北建設事務所長 小幡 雄治

2 入札に付する事項

(1) 工事番号

第 11-41310-0476 号

(2) 業務名

登記事務業務(公園維持)

(3) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 完成期限

契約締結の日から平成 24 年 3 月 30 日限り

(5) 履行場所

福島市佐原地内 外

3 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8043

福島県福島市中町 7 番 17 号 ふくしま中町会館 7 階

福島県県北建設事務所総務部総務課

電話 024-522-2105

FAX 024-522-2126

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに掲げる条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士にあつては、日本土地家屋調査士連合会に備える土地家屋調査士名簿に登録されている者であり、かつ、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

(3) 福島県内に、本店または支店等を有する者であること。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、4 の(2)及

び(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

(1) 提出期間

平成24年1月25日(水)から平成24年2月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3に掲げる場所に同じ。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、平成24年2月3日(金)午後5時まで必着とする。

(4) 提出書類及びその部数

- ①一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)、土地家屋調査士会員登録証の写し及び福島県内に本店または支店等を有することを証する書面等の写しを各々1部
- ②資格確認通知書送付予定日 平成23年2月7日(火)

6 入札及び開札の場所及び日時

(1) 入札及び開札の場所

福島市中町7番17号 ふくしま中町会館6階 南会議室

(2) 入札及び開札の日時

平成24年2月8日(水) 午前10時

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの若しくは支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項第1号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(※財務規則第249条第1項第1号の入札保証保険契約により入札保証金の免除を希望する者は、平成24年2月3日(金)午後5時までに、入札保証金納付免除申請書(様式8)を総務課へ提出すること。)

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記6で指定する場所及び日時で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認通知書(入札参加者が本書又は写しを持参する)
- イ 一般競争入札出席届
- ウ 委任状

(3) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提示すること。

- (4) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人
が立ち会わない場合、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (5) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにそ
の場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開
札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (6) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、再度入札に付することがで
きるものとする。

9 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、福島県県北建設事務所長から提出した書
類に関する説明を求められた場合は、開札日の前日までの間において、それに応じな
ければならない。

10 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式 3-1）に上記 2 の(1)の件名を記載し、上記 6 に指定
する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
 - イ 委任状（様式 4） 代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 一般競争入札出席届（様式 5） 全員：開札日の出席者
 - エ 入札保証金納付免除関係書類
開札日に入札保証保険証券原本を提示すること。（証券原本は返却しないので
留意すること。）
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見
積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 1
00 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるとき
は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国
人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代
表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載
及び押印をすること。

11 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札し
なければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とす
るが、都合のあるときはこの限りではない。

- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送による入札は、認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回することができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

15 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

17 契約書等の作成

- (1) 登記事務業務委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）を作成する場合には落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を

取り消すことがある。

18 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

19 契約条項
契約書（案）及び財務規則による。

20 業務仕様等に関する質問及び回答

業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

- (1) 登記事務業務一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6。以下「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記3に示す場所へ、FAXにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問の受付期間は、公告のあった日から平成24年2月3日（金）午後5時までとする。
- (4) 質問書に対する回答は登記事務業務の一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により質問者にFAXにて回答するとともに、上記3の場所で閲覧に供する。
○回答予定日、平成24年2月7日（火）とする。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (3) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から 15 日以内の日を当該期日としている場合に限る。）
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間の国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号に同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 50 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から 15 日以内の日を当該期日としている場合に限る。）。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (11) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- (12) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (13) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (14) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである時。
- (15) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。

2 (略)

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長 様

(〒 ー)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (ー ー)

F A X 番 号 (ー ー)

(作成担当者職・氏名)

平成 年 月 日付け第 号で公告がありました登記事務業務一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件当を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 1 申請書には下記の資格を有する者であることを示す書類を添付すること。
 - (1) 土地家屋調査士にあつては、日本土地家屋調査士連合会に備える土地家屋調査士名簿に登録されている者であり、かつ、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - (2) 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - (3) 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

注) 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80 円切手を貼った長 3 号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式 2

登記事務業務 一般競争入札参加資格確認通知書

○建第 号
平成 年 月 日

様

福島県北建設事務所長

先に申請のありました標記の業務依頼に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日及び番号	平成 年 月 日 公告 第 号
業務名称及び数量	登記事務業務 一式
本公告に係る入札参加資格の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格がないと認めた理由	

2 入札参加資格有りとした方に対する条件

- (1) 入札説明書及び仕様書に基づき入札してください。
- (2) この確認通知以降、仕様の変更は認められません。
- (3) この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式 3 - 1

入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業 務 番 号 第 1 1 - 4 1 3 1 0 - 0 4 7 6 号
業 務 名 登 記 事 務 業 務 委 託
履 行 場 所 福 島 市 佐 原 地 内 外

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名及び印)

印

福島県県北建設事務所長 小幡 雄治 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」を記入すること。

様式 3 - 2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業 務 番 号 第 1 1 - 4 1 3 1 0 - 0 4 7 6 号
業 務 名 登 記 事 務 業 務 委 託
履 行 場 所 福 島 市 佐 原 地 内 外

上記のとおり見積いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名及び印)

印

福島県県北建設事務所長 小幡 雄治 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式4

委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

平成 年 月 日に執行される「第11-41310-0476号 登記事務
業務依頼」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長 小幡 雄治 様

委任者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	印
受任者	職名又は住所	
	氏 名	印

(本件一般競争入札について、代理人が出席する場合に必要)

様式5

登記事務業務一般競争入札出席届

平成 年 月 日

入札参加者 住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名

印

1 公告日 平成 年 月 日

2 公告 第 号

3 出席者

(1) 代表者(個人の場合は本人)又は代理人

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

(2) その他出席者

会 社 名	役 職 名	氏 名	備 考

様式6

仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県県北建設事務所長 様

質問者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- -)
F A X (- -)

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- 注) 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
2 郵送による場合は、速達郵便によること。
3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県県北建設事務所
で閲覧する。

様式7

仕様書等に関する回答書

平成 年 月 日

様

福島県県北建設事務所長
(公印省略)

質問項目	質問内容	回答

注) 質問に対する回答は、別途、福島県県北建設事務所でご覧する。

様式 8

入札保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長 小幡 雄治 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「登記事務業務」公告日 年 月 日付け公告第 号に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面（契約書の写し等）

登記事務業務契約書(案)

業務の内容	登記事務 一式				
契約金額	金				円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					
	金				円也)
契約の期間	着手	平成	年	月	日
	履行期限	平成	年	月	日

上記業務について、福島県を甲とし、 を乙として次の条項により登記事務に関する契約を締結する。

(業務の内容)

第1条 乙は、登記法(平成16年6月18日付け法律第123号)及び別紙仕様書に基づき、登記事務を行い、仕様書に示した成果品(以下「成果品という」)を甲に納入するものとする。

(契約の保証)

第2条 甲は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定により乙が納入しなければならない契約保証金の納付を同規則第229条第1項第4号の規定により免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(契約の変更等)

第4条 甲は必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約代金額の変更又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(乙の請求による履行期限の延長)

第5条 乙は、天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により契約の履行期限までに契約を履行できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長期限は甲、乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第9条に定める延滞金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(成果品の検査)

第6条 乙は、依頼を受けた業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書に成果品を添え、提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に当該成果品について仕様書に定めた評価条件等に適合しているか否かを確認するため、必要な検査をするものとする。

(支払の方法)

第7条 甲は、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

2 甲の責に帰する事由により、前項による代金の支払いが遅延した場合には、乙は甲に対して 年利率 3.1 パーセントの割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

(延滞金)

第8条 乙の責に帰する事由により、頭書に記載された履行期限までに成果品の提出ができない 場合において、甲は履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、延滞金を付して履行 期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、契約金額に対して延長日数に応じて年利率 3.1 パーセントの割合を乗じて 計算した金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるとき は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合はこの契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の履行期限までに成果品の提出がないとき、又は成果品の提出の見込みがないと明らかに認められるとき

(2) この契約に違反しその違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき

2 前項の規定によって契約が解除された場合、甲は乙に対し損害の賠償を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5

項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法第 66 条第 3 項の規定による原処分
の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1
項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えに
ついて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40
年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、
甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、
その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければなら
ない。

（個人情報の保護）

第 11 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報
取扱特記 事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、
必要の 都度甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第 13 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して
は、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福島県
福島県県北建設事務所長 小幡 雄治

乙 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指

示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、第3条に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。